## 考 査 項 目 別 運 用 表 (完成·指定部分完成)/建築総括監督用

							1/3			
	A= 001	該	а	b	С	d	е			
考査項目	細別	当		工程管理が良好である	工程管理が適切である	工程管理がやや不適切である	工程管理が不適切である			
		-	1							
2. 施工状況	□ 現場または施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。									
	п		□ 隣接または同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。							
			近隣住民(入居官署等を含む	)調整を積極的に行い、トラブ	ルも少なく、工期内に工事を	完成させた。				
	エ	_	□ 配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。							
Act Per	程	늗								
評価	管理		□ その他 理由:							
	理		O a O b O c O d O e							
点数				* 上記該当項目を総	合的に判断して, a, b, c, d, o	e評価を行う				
		該	а	b	С	d	e			
	細別	当		安全対策が良好である	安全対策が適切である	安全対策がやや不適切である	安全対策が不適切である			
			女主対策が優れている	文主对宋55及57 0000	文主对宋5.题初已800	文主対策が、「一下」過初である	女王对宋5.1.题句(800			
		_	•							
			建設労働災害, 公衆災害の[	<b>方止への努力が顕著である。</b>						
			安全衛生管理体制を確立し、	組織的に取り組んでいる。						
	Ш		安全衛生管理活動が、適切に	こ実施されている。	施されている。					
	安	_	□ 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。							
	全	_	□ 女主官理に関する技術開発や剧息工大に取り組んでいる。 □ 安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。							
	対	_		以り和んでいる。						
評価	策		その他 理由:			1				
				O a O b C	) c Od Oe	]				
点数				※上記評価対象項目	のうち, 該当項目を総合的に	判断して, a, b, c, d, e評価を彳	ゔう。			
		該	а	a'	b	b'	е			
考査項目	細別	当		地域への貢献がやや優れている	地域への貢献が良好である	域への貢献がやや良好であ	地域への貢献が不適切である			
			THE STATE OF THE S	27 1721311 1 1 1211 11 0	TO SERVICE AND COST		-D-50 05 50 150 1 22 55 005 0			
		_	1							
6. 社会性等	I		災害時等に地域への救援活	動等に協力した。						
	1		□ 周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。							
	地		現場事務所や作業現場の環	境を周辺地域との景観に合わ	せる等, 周辺地域との調和を	図った。				
	域   □ 広報活動や現場見学会箋を実施して 地域とのコミュニケーションを図った。									
	^	_	地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。							
評価	の貢	_								
AT 1MI	献		ての他 珪田:		— — .	I				
	等	O a O a' O b O b' O c								
点数		※上記評価対象項目のうち, 該当項目を総合的に判断して, a, a', b, b', c評価を行う。								
·										
7. 法令遵守等										
		0	1. 競争入札参加停止措置期	間が3ヶ月以上 (-20点)						
		_	2. 競争入札参加停止措置期		—15占)					
		_	3. 競争入札参加停止措置期							
		_	4. 競争入札参加停止措置期	同ルZ週间以上   ケ月未満	(一10点)					
	○ 5. 警告 (-8点)									
		0	〇 6. 注意(-5点)							
		0	7. 工事関係者事故または公	衆災害が発生したが、ヒュー	マンエラー等軽微であり. 口頭	注意以上の処分がなかった場	合			
		Ì	(不問で処分した案件。た	お、もらい事故や交通事故は	は該当しない。)(-3点)					
		0	8. その他 (理由	)		(一点)				
		_		,		· # /				
		O	9. 該当項目なし							
評価										
点数										
		1								

【ルエ 次が・ 社会性】 ※1.総括監督員は、監督員の意見を参考に総括的な評価を行う, ※2.評価に当たっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず,一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。 ※3.地域への貢献等とは,工事の施工に伴って,地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。 ※4.チェックした評価対象項目について,評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

## 【法令遵守等】

- ①本考査項目(法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。
  - ※ただし、上表に掲げる措置のうち又は6の措置があった場合であって、当該措置に応じた点数を減じることが相当でないと認められる特別の 事由があるときは、当該点数の下位となる点数(-5点もしくは-3点)又は零点とすることができる。 この場合において、総括監督員は、工事成績評定委員会に付譲された当該案件と類似した過去の事例を参考に、減じる点数を決定するもの とする。
  - とする。 (類似した事例がないときは工事成績評定委員会に付議したうえで、総括監督員は減ずる点数を決定するものとする。) (例)工事関係者事故等が発生したが、事故の原因が受注者の責によるものでないことが明らかな場合は、減じる点数は零とする。

②「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名・工期・施工場所等)を履行することに限定する。 ③「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注者の現場従事職員及び 当該工事にあたって下請契約し、それを履行をするために従事する者に限定する。 ④総合評価方式において加点評価された提案内容(技術提案、技術者の能力など)が、受注者の責により達成されなかった場合は、上表「8. その 他」により、滅ずる措置を行う。

## 【上記で評価する場合の適応事例】

- 【上記で評価する場合の適応事例】

  1. 入札前に提出した調査資料等が虚為であった事実が判明した。

  2. 承諾なし上権利義務等第三者譲渡または承継を行った。

  3. 労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。

  4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。

  5. 当該正事関係者が態ツ財務等におり逮捕または公訴された。

  6. 建設業法に違反する事実が判明した。例)一括下請負、技術者の専任違反等

  7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。

  8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。

  9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。

  10.下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。

  11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。

  12.受済企業の針目に指定累分用の金下組織(団体)に下属する権成員、準機成員、企業会第等、暴力問題係
- 11. 受けない。 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の
- 13. Fi病I 「未乗り世が一ドマンの受け入れ、作業負用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 4. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 15. 引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な瑕疵が判明した。 16. 請負契約書 に違反する事実が判明した。 17. 前配適応事例1~16以外で注意以上の措置等があった場合。

考査項目		評価対象項目
4. 工事特性	■建物規模への対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。
(施工条件等への対応)		<ul><li>□ 延べ面積10,000㎡以上の建物</li></ul>
(旭工未件寺への対心)		地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物
		]
		□ その他(理由: )
		詳細評価内容:
	評点=点	
	■建物固有の機能の 難しさへの対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。
	難しさべの対応	対象建物の耐震レベル
		建物機能の特殊性
		□ その他(理由: )
		[評価技術事例]
		・建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてI類及びA類に属する工事
		・電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事
		・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物
		詳細評価内容:
	評 点= 点	
	■建物固有の施工技	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。
	術の難しさへの対応	□ 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合 【総合評価における技術提案は除く】
		□ 設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特殊性
		制約条件等があり、施工難度が特に高い場合
		□ その他(理由: )
		[評価技術事例]
		・パイロットエ事。又は特異な試験フィールドエ事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事
		・特殊な工法及び材料等を採用した工事
		・特殊な設備システムを採用した工事
		・免震装置を設ける工事
		・大規模な山留め工法が必要な工事
		・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事
		・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事
		THE STATE OF THE S
		詳細評価内容:
	評点 点	
	評 点= 点	

考査項目		評価対象項目
4. 工事特性	■厳しい自然・地盤条	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。
(施工条件等への対応)	件への対応	
		☑ 軟弱地盤、支持地盤の影響
		□ 雨・雷・風・気温等の影響
		□ その他(理由: )
		[評価技術事例]
		・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事
		·液状化対策工法や地盤改良を伴う工事
		・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理
		や施工スペースの制限を受けた工事
		詳細評価内容:
	評点 点	
		※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。
	■厳しい周辺環境、社会条件との対応	地中埋設物等の作業障害
		□ 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物
		□ 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮
		□ 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
		□ その他(理由: )
		[評価技術事例]
		・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事
		・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事
		・場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事
		・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められてる工事
		<ul><li>・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整をを行った工事</li></ul>
		詳細評価内容:
	評 点= 点	
		※下記の対応事項に1つにレ点が付けば4点の加点とし、最大10点とする。
	■施工現場での対応	【長期工事における安全確保への対応】
		□ 12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事 (ただし全面一時中止期間は除く)
		【災害等での臨機の措置】
		地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事
		【施工状況(条件)に対応した施工・工法等】
		□ エ事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事
		□ 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事
		□ 休日·夜間作業が工程の過半を超える工事
		施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事
		□ 特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の請負者が複数ある工事
		□ 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事
		□ 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事
		□ 施エヤートが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事
		□ 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事
		□ その他(理由: )
(最大 20点)		詳細評価内容:
0 点	評 点= 点	

- ※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。なお、1項目に複数の内容がある場合又は、対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えても良い。
- ※2. 主任技術評価官が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。
- ※3. 評価にあたっては、主任技術評価官の意見も参考に評価する。
- ※4. チェックした評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。
- ※5. 特殊な工事で上記によれない場合は、該当評価対象項目数と重みを勘案して評価する。
- ※6.「建物規模への対応」は、新築又は増築工事で評価技術の内容に該当する場合に評価する。改修工事においては、建物規模における全面的な工事を行う場合に適用とする。
- ※7. 工事特性においては、「①施工計画書に記載された事項」または「②事前に請負者から施工の工夫に関する資料が提出された事項」が、施工等に反映されていれば評価するものとする。
- ※8. その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。適用以外は対象欄を空白「 $\square$ 」とする。